

第2回放課後児童・地域子育て部会 議事要旨

日 時：平成26年3月27日（木）17：00～18：00

場 所：和歌山市役所14階小会議室

出席者：委員8名

担当課等

子育て支援課 こども家庭課 保育課 こども総合支援センター 地域保健課
青少年課

1 開会

2 議題

(1) 放課後児童健全育成事業（学童保育）の基準について

青少年課長： <資料1に基づき説明>

①資格要件についてですが、従うべき基準でもあり、国の基準に従うこととします。
②職員の数についてですが、こちらも従うべき基準であり、国の基準に従います。
③の集団の規模については、参酌基準となりますが、「おおむね40人までとする」の国の基準に準ずることとします。④施設・設備については、参酌基準となっております。まして、市町村独自で考えればよいということにはなっていますが、和歌山市では、国の基準に準ずることとします。当初は「静養スペース」について国の参酌基準の「設けることが適当である」を「設けることが望ましい」というゆるい表現にしておりました。その件につきましては、2ページの施設・設備の欄に記載しておりますとおり、若竹学級は学校の敷地内に全てありますので、学校との連携の中で保健室等の活用ができるという状況であり、民間保育所の学童保育については、保育所の静養スペースを活用できるということがあります。若竹学級の中に専用の静養スペースがないということもあり「望ましい」というゆるい表現に落としていましたが、国に確認したところ、学校内の保健室、保育所内の静養室を活用できるのであれば、「適当である」という表現に合致するということであるので、今回は国の参酌基準に準ずる表現で条例制定をしていきたいと思っております。⑤開所日数⑥開所時間につきましても国の基準に準じ、制定していきたいと思っております。現在も国のガイドライン以上の運営をしており、十分基準に合っているかと思っておりますので、国の基準どおりで、条例を制定していきたいと考えております。

2ページについて、ご意見に対しての説明をします。

従事する者へのご意見ですが、若竹学級を運営するにあたって、預けられる方にとって、指導員の資質というのは安心して預けることに結びつきますので、安定的な運営には欠かせないことだと思っております。現在の若竹学級の資格要件につきましては、国のガイドラインでの「児童の遊びを指導する者が望ましい」というものです。

が、今回は条例において、「児童の遊びを指導する者」を規定したいと考えています。現在どのようなかたちで研修を行っているかということですが、当課に職員として、「放課後児童健全育成指導推進員」を配置しており、月2回程度若竹学級を巡回し、指導員が子どもの指導で迷われているときなどの対応の相談に乗っています。さらに「若竹学級コーディネーター」という校長先生のOBの方10人に委嘱させていただき、月2回若竹学級を訪問していただいて、子どもの指導の相談にも乗っています。また、1月には、指導員の全体研修を開催するなど市として取り組んでいるところです。あとは県の児童館の職員に対する研修が随時行われているため、積極的に参加できる環境を提供するようにしています。研修の内容としましても、若竹学級の運営についてマニュアル化している指導員を講師にして、事例発表をしてもらったり等、情報交換をしてもらっています。研修内容の充実を今後も行なっていきたいと思います。

施設・設備につきましては、先ほどの説明のように、学校、保育所の施設を活用させていただきたいと思います。教室の広さでは、1.65㎡という基準がありますが、実際に狭いということもあり、学校に積極的に働きかけて、余裕教室の提供をお願いしているところです。どうしても余裕教室が確保できないというところでは、学校敷地内にプレハブを建てるなどして対応しながら、子どもたちの受け入れに取り組んでいきたいと考えています。

指導員の資質の向上と、スペースの確保については、学童保育の一番の課題と考えて取り組んでいます。

開所日数、開所時間についてですが、平成24年7月から平日18時までであった終了時間を30分延長して、現在18時30分まで、長期休暇の始まる時間についても、8時30分から8時に早め、終了時間を17時であったのを18時30分にするなど開所時間を延長し、他の中核市をみましても、充実していると考えています。土曜日の開所につきましては、開級の調査を各若竹学級で実施した結果、要望があれば開級しているというかたちで、59学級のうち、12,3学級は要望がなく、開所している学級でも1日あたりの利用者数2名程度となっていますのでニーズは少ないのではないかと考えています。

その他としまして、指導者の処遇改善を求めるものであると思いますが、研修等の参加については、勤務という形で取り扱っております。また発達の特徴のある子どもの受け入れについては、一応若竹学級は集団行動ができることとしてはいますが、できる限りの受け入れの態勢は整えていきたいとは考えています。

部会長： ご質問はありませんか。

委員： 静養スペースに関連しての話ですが、例えば、若竹学級で怪我をして、保健室に行くと、学校側は「若竹で対応してください」と言うという事例が実際にあります。確かに若竹学級での怪我ですが、子ども本位で考えれば、その学校の子どものためであるから、皆で対応できればいいと思っていますが、学校の施設を共有するというのは、学校の理解度に左右されることが大いにあるので、協力体制は強化しないと

いけないと思います。他にも、若竹の指導員のきちんとした指導の下ですが、学校の図書室なども、長期休暇中の若竹学級の子どもたちに学校が開放してくれたらいいのにと感じるがありますし、体育館でも使用させてくれる学校と、禁止している学校があるなど学校によりいろいろ対応が違います。現実と理想のギャップを感じる事が多く、条例の部分では活用できることになっていても、運用の部分では難しいというようなことが起こります。

部会長： 学校の校長先生の考え方で、対応がまちまちというのはいかがでしょうか。

事務局： 当会議では、条例の基準の設置ということで、他の事業主等が学童保育事業に参入してくる際の基準を定めたいと考えています。認可するかどうかはまた別の問題となるのですが、新しく学童保育を実施するという事業主に示す基準を条例制定することになります。学校との連携等については、条例制定の際には載せることはできないのですが、今後の計画策定の段階で、若竹学級をどうしていくかというところで、例えば「学校との連携を強化する」等の目標を入れていくというかたちになります。事業の充実という面では、今後この会議に諮っていくことになります。条例制定については、国の基準どおりに従ってやっていくというところとし、説明の中では若竹学級の現状説明があったのは、条例制定後に存続不可能な若竹学級があっては困るので、説明していただいています。

委員： 民間参入の話が出ましたが、この条例制定はその様なことも視野に入れた条例を決めていくのですか。

青少年課長： はい。民間の参入を受け入れられるよう条例規定を考えています。

委員： 民間が参入したときのイメージですが、今は学童保育は学校が実施場所ですが、民間参入ということは、学校以外が拠点ということですか。

青少年課長： 学校内で実施している学童保育は若竹学級という形で運営しています。また社会福祉法人など現在12園の保育所で学童保育を運営していただいています。またその他今後、例えば塾を運営されているような会社などが参入してくることも考えられます。

部会長： そういうところにも、この条例基準を守っていただくということですよ。

青少年課長： はい。

事務局： ただ、学童保育に類似した商売として実施しているところは拘束できません。それは放課後健全育成事業（学童保育）とは認められるものではありません。

委員： それは仕方のないことなのですね。

委員： 今回の資料にまとめている意見とパブリックコメントをみていくと、指導員の研修や処遇面も充実させていく必要があるのではないかと思います。

青少年課長： 国の指針では、指導員の研修については、県が中心になって実施していくこととなっており、研修内容充実等は県中心でしていただくものとしておりまして、市としましては研修に参加できる環境づくりに力を入れていきたいと思っています。処遇面としましては、安定した運営には指導員の処遇の充実は必須でありますので、担当課として、財政面で働きかける等の努力をしたいと思っています。

委員： 民間の参入と言う話がありましたが、今後どんどん参入してくることになると、学

校の若竹学級と言うのは縮小していくのですか。

青少年課長： 現状からでは、民間の申請がたくさん上がってくるとは考えにくいところで、子どもたちも、放課後はそのまま学校内の若竹学級で活動するというので、校内から出ることもなく親側も安心という面もあるので、若竹が中心であることには変わりがないのではないかと思います。

委員： 例えば、ふじと台の地域では、塾が放課後の子どもを集めて、いろいろな活動をしているところがあって、費用は高くなりますが、働く親としてはそのような魅力のあるところに流れていくこともあるのではないかと思います。特に長期休暇では、時間が長いので、何かイベント的なものがあるほうがよいという家庭もあると思います。

事務局： その様な商売とされているところ、営利目的のところは、市が認可して、市が補助金を出して運営するという形態ではないものだと思います。塾経営がまずあっての学童保育という企業ということになりますので、放課後健全育成事業とは別のものです。今回の計画の放課後健全育成事業というなかの新規参入は、例えば、保育所やNPO法人等の学童保育中心の考えの下に参入してくるところを、ニーズ量をもとに、認めるか否かを検討することになります。

青少年課長： 現在の民間といえば保育所12箇所ですが、その保育所の学童保育を利用する理由としては、やはり学校や家に近いことや、その保育所に通っていた、または兄弟がその保育所に通っている等が多いです。

委員： この条例の中に、民間の営利目的の会社は「学童保育」と名乗ってはいけない等の表現は入れることができないのですか。例えば、塾経営が基本でも、学童保育の部分は基準をクリアして市に申請があると、認めないわけにはいかないのではないかと思います。

委員： 民間企業に子どもをあずけるということは、費用が高くなるとか、移動手段が不便だとか、どこが経営しているのかなど親は検討してあずけることになるので、問題はないと思いますが。

委員： 市の認可を受けている部分で、「学童保育」という看板を上げたら、保護者には分からないと思うのです。また、事故が起きたときのことは条例にあげなくていいのでしょうか。何か事故があったときの責任はどのようなのでしょうか。

事務局： 基本的には市が補助金を出して運営しているところは、市の責任になるでしょうし、保険に加入するなど対応はしています。

委員： 実際に事故があっても、学校自体には関係のないことといわれるし、学童保育の中のことであるとは思いますが、若竹学級のことをどこに言いにいけばいいのか分かりにくいところがあるので、明確にしたほうがいいのではないかと思います。

青少年課長： 子どもは学校にいるときも放課後になってもその学校の子どもであって、教育委員会で見ていくというのは基本だと考えています。

事務局： 以前、9年程前では、学童保育は福祉の管轄にありましたが、現在は教育委員会にいます。それは、地域の学校の子供であるということで、教育委員会でみていくということもあり、教育委員会に入っていたところですが、以前よりは、分け隔てなく進んできたとは思いますが、まだまだ、連携という面では足りないところも多

く見られ、今回の計画には連携というところは委員の皆様のご意見に多々出てきますように載せていくことになるかと思えます。

委員： 現場は9年前の、学校と若竹学級は別の成り立ちである風潮が根強く残っています。若竹学級では子守をしていけばいいという考え方がまだあります。現在の指導者の中でも残念ながらその様な考え方の方がいます。指導員の資質の向上、意識の改革は大事であると思えます。

事務局： 和歌山市では成り立ちが一人親家庭の支援から始まったというところがあって、当時は先進的な取組みではあったのですが、その後国のほうから放課後健全育成事業が提示され、その事業に乗せていったという経緯があるように思います。ですが、今回放課後児童健全育成事業が、クローズアップされ、条例制定することになったというところで、計画にのせることで、充実した運営を行っていただければと思っています。5年後、10年後にどのように充実させていければよいかというところを、この会議で検討していきたいと考えています。

まずは6月議会に条例を示していきたいと思えます。

部会長： 事業を充実させるためなどのご意見や、運営に関する細かいご意見等は、次回以降機会を設けていただくこととしまして、まずは条例制定ということでは、いかがですか。

委員： 条例については、ほとんど国基準というところですので、これでいいのではないのでしょうか。和歌山市のオリジナリティを出すところは出して行って、その後の運営については今後、検討することは多々あるのではないかと思います。

事務局： 和歌山市のオリジナリティというところですが、前回全体会でご説明しましたが、和歌山市独自基準としまして、「人権擁護」「災害対策」「安全管理対策」は強化したいと考えていますので、よろしく願いいたします。

委員： 資料3ページのその他の部分に戻りますが、和歌山市では発達に特性のある子どもには現在どのようにしているのですか。

青少年課： 集団行動ができることが原則とさせていただいていますので、学級に来ていただいてもなじめない場合は、利用をやめられることもあります。

委員： それは指導員が判断されるのですか。

青少年課： 判断という表現は難しいですが、そうですね。

委員： 聞いた話ですが、そのような子どもの学童保育というのはあるということですが。

事務局： 障害者支援課のなかであります。

この後の資料内の事業についても、国から示されている子育て支援事業をピックアップさせてもらっているのですが、計画には、今のご意見のような障害のある子どもについてなど、次世代の計画から引き継いだものも載せていくこととなりますので、9月までに決定していく内容となります。

部会長： 条例の部分については、他にご意見よろしいでしょうか。和歌山市独自基準を追加して、条例案を議会に諮る方向でよろしいでしょうか。

《承認》

(2) 和歌山市地域子ども・子育て支援事業について

事務局： 該当する地域子ども・子育て支援事業について庁内で会議を重ねていまして、各事業の現状分析から課題を抽出し、平成27年度以降新制度に向け、方向性がまとまりましたので、本日報告させていただきます。報告する方向性は大きなものであって、具体的にその方向性に向けてどのように事業を充実させていくかということについては、今後になります。

<資料2に基づき、各事業の課題と平成27年度からの方向性を説明>

部会長： これは庁内ではこの方向性を持っているということですか。

事務局： はい。庁内で事業の検証をし、方向性を導き出したものですが、これを提示させていただいて、ニーズ調査も含めて、この実績も考えてもらって、委員の皆さんが持っている情報を寄せて、「これだけではだめなのではないか」「もう少し何か必要ではないか」というのを次の機会にいろいろな提案をしていただき、素案も出来上がったなかで、計画として仕上げていきたいと考えています。今日は時間がないので、資料についてのご質問をお願いしたいと思います。

委員： 長時間保育をされている公立の保育所は4箇所となっていますが、公立の保育所はいくつあってそのうちの4箇所なのかというところと、文章の中に「保育所の統廃合」という文言が出てきますが、現在や今後どのように進めていく予定なのかを教えてください。計画の素案が出て、意見を言うために資料としてほしいのですが、どこへ行けば、もらえますか。

事務局： 幼児教育・保育部会のほうで、統廃合に関する会議をしています。

和歌山市はその部会で、「幼保連携型認定こども園を推進していこう」「和歌山市の公立幼稚園と保育所を幼保連携型認定こども園として、統廃合していこう」ということが決まっています。その数は必要数を置こうとしています。人口推計等を考えて、6ブロックの各ブロックにはいくつあればよいかというようなことを検討しています。それを基本とし、今ご説明した一時預かりや、預かり保育を充実させていこうということに庁内で決定しました。

保育課： 先ほどのご質問ですが、公立保育園は平成26年度で21園となります。

委員： ファミリーサポート事業についてですが、研修はきちんとしているのですか。

事務局： 提供会員・スタッフ会員の研修は24時間の研修をしています。研修の機会も年3回設けています。

委員： ファミサポの研修は、母親として受講してもとても勉強になるいい研修ですよ。

委員： 地域子育て支援拠点事業についてですが、多分委託されていると思うのですが、平成27年度以降の庁内の方向性は分かりましたが、市民の意向というか、委託事業所先の考えであるとかどのように、現在も拾われているのか教えてください。まだ拾われていないのであれば、今後どのようにして拾って行くおつもりなのか、そのつもりもないのであれば、この子育て会議の議論だけで決めていくのかを教えてください。

事務局： つどいの広場等での市民の意見を聴くという機会は既に、4箇所、支援センター1箇所、サークル代表の集まり1箇所で設けました。現場に出向いて、どのような

状況なのか、現在のニーズは何か、また子育て支援全般でのニーズについても意見聴取をしています。

拠点事業の私立保育所に委託しているセンター型については、その私立保育所が認定こども園になったとし、地域の子育て支援を担うことになれば、市の補助金を拠点事業として別に払うのはいかなるものか、ということも考えていかなければなりません。

委員： その説明は委託している保育所に説明されているのですか。

事務局： それはまだ行っていません。このような会議の場で、方向性として決定した後、説明に行くこととなります。万が一委託先の保育所が認定こども園に移らなければ、現状のままということもあります。

つどいの広場型については、利用実績があって、和歌山市にとっては有益であると判断していきまして、今後保健所が古くなって建替えの時期が来たときにあわせて、母子保健と子育て支援の一体化した取組みを実施していくことができるのではないかとということで、建替えの際にはつどいの広場ができるようなスペースを確保するようにしたいと考えています。

委員： センター型の保育所への説明はしていないのですか。

事務局： はい。和歌山市としての方向性が決まってからの提示になります。

市内でまとまった方向性が、妥当であるかどうか委員の皆様にご意見をいただいて決定していきたいと思っています。資料では、ある程度、まとめたの記載になりますので、もっと細かいところはどうかということがあれば、ご連絡いただきたいと思います。または、次回のこの部会の開催の機会でご意見をいただくなど、当部会を単独で開催することになりますので、4月に入って資料を整え、国の情報も入って来たところにご案内しますので、よろしく願いいたします。

本日も国の情報としまして、資料のほうを配布しております。説明させてもらうのが一番よいのですが、時間の都合上確認していただきたいと思います。今後も国の情報が入り次第送付させていただくなどいたしますので、お願いいたします。

部会長： では、本日は終了させていただきます。最新の資料は持ち帰って皆さん確認しておいてください。ありがとうございました。

3 閉会